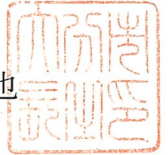


大分市告示第502号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

2024年（令和6年）8月28日

大分市長 足立信也



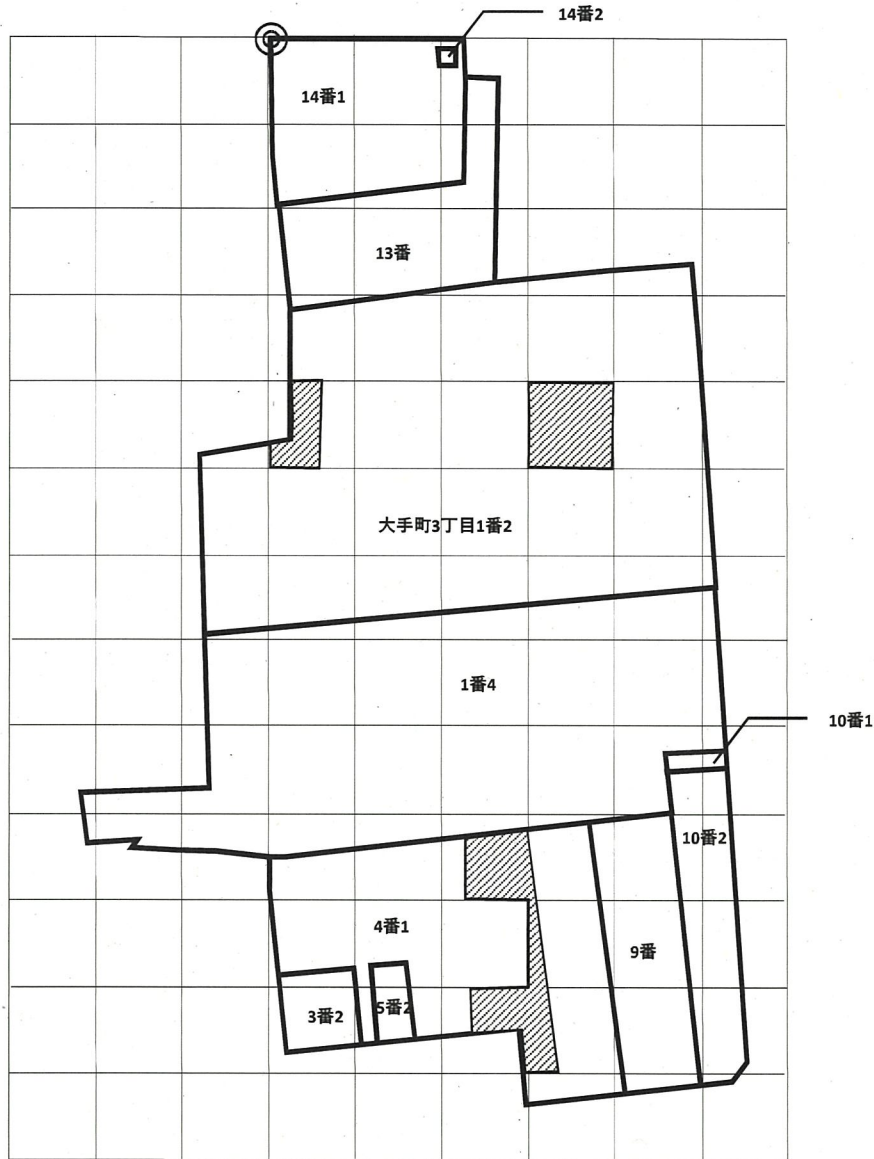
1. 指定する区域

別図のとおり

（大分市大手町3丁目1番2の一部、4番1の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ 六価クロム化合物
- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物



<凡例>

- ◎：起点
- 太線：筆境界
- 細線：10m格子図
- 斜線：形質変更時要届出区域

<起点>

起点は大手町3丁目14番1の最北端の地点とする。

<格子の回転角度>

5° 25' 56

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。